

1 現行計画に掲げる数値目標の見直しについて

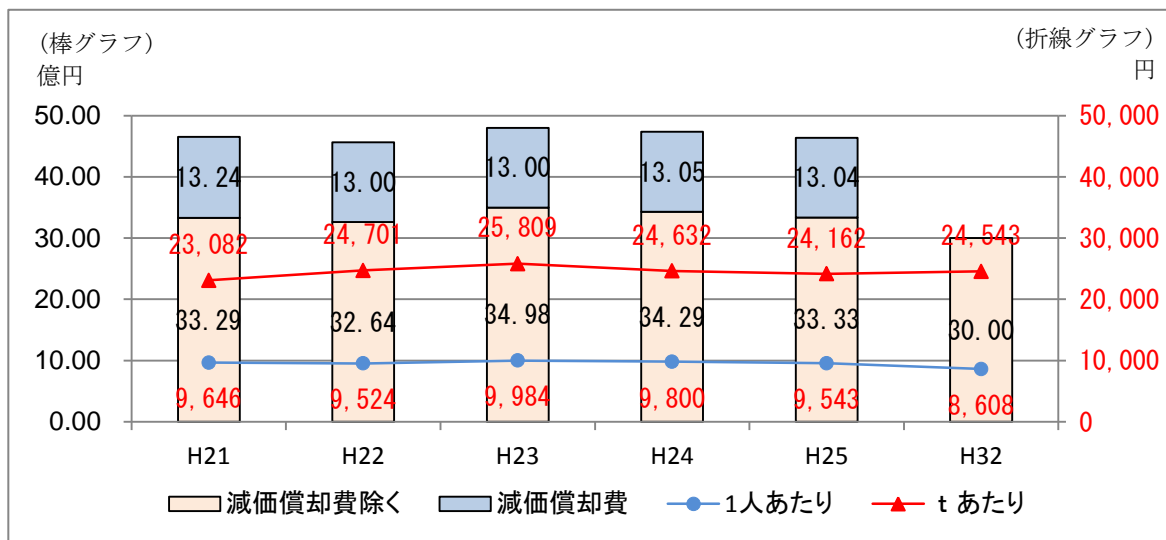
【指標No.1】 総費用

現行計画では、平成 21 年度の 46 億 5 千万円を基準として、清掃センター1 場化前に 1 割削減、1 場化後に 2 割削減することを目標としておりました。

しかし、東日本大震災により被害を受けた施設の復旧や、原子力災害に伴う避難者等の流入による人口増加に伴うごみ排出量の増加により、震災後は総費用が増加しました。

また、今後は、震災の影響によるごみ排出量の増加により、清掃センターの 2 場体制を維持することとしたため、清掃センターの延命化を図るための費用増（減価償却費）が見込まれ、目標を達成することは、より困難な状況となることが予想されることから、目標値については次のとおり見直します。

- ・減価償却費を除いて設定
- ・計画期間である平成 32 年度における目標値とする
- ・平成 25 年度総費用を基準として 1 割削減



年度	総費用	減価償却費除く	減価償却費	実勢人口	1人あたり	排出量	tあたり
H21	46.53	33.29	13.24	345,124	9,647	144,227	23,084
H22	45.64	32.64	13.00	342,710	9,525	132,138	24,703
H23	47.98	34.98	13.00	350,372	9,984	135,536	25,809
H24	47.34	34.29	13.05	349,883	9,800	139,209	24,630
H25	46.37	33.33	13.04	349,254	9,542	137,946	24,159
H32	-	30.00	-	329,766	9,097	122,234	24,538

【指標No.2】 1人1日あたりごみ排出量

【指標No.3】 焼却ごみ量

現行計画では、平成 27 年度を目途に清掃センターの 1 場化を図るため、人口減少や減量施策の成果を見込んで、平成 27 年度における目標値を、「1 人 1 日あたりごみ排出量：1,000g/人・日」、「焼却ごみ量：95,000 トン/年」としておりました。

しかし、東日本大震災の影響により、原子力災害に伴う避難者等の増加などにより、目標を達成することが困難な状況となっております。

進行する人口減少と避難者等の動向を踏まえて人口を予測し、平成 32 年度目標値を、次のとおり見直します。

焼却ごみ量の現行計画策定時の状況との比較

基準年度	焼却ごみ量	人口	目標年度の予測人口	目標値
H21 実績	118,607 t	345,124 人	327,000 人 (H27)	95,000 t (H27)
H26 実績	112,128 t	348,516 人	329,766 人 (H32)	95,000 t (H32)

※平成 26 年度及び平成 32 年度の人口は、実勢人口による

現行計画における目標値設定に係る基準年度 (H21 年度) と、今回の改定に係る基準年度 (H26 年度) を比較すると、焼却ごみ量、人口及び目標値設定年度 (策定・改定から 5 年後) の予測人口もほぼ同水準であることから、焼却ごみ量については、現行計画において平成 27 年度目標値とした 95,000 トンを 5 年延長して、平成 32 年度目標値とし、次期基本計画において、清掃センターの 1 場化を検討することにつながります。

焼却ごみ量 95,000 トンを達成するための、1 人 1 日あたり焼却ごみ排出量は、
 $\Rightarrow 95,000 \text{ トン/年} \div 330,000 \text{ 人 (H32 予測実勢人口)} \div 365 \text{ 日} \times \text{t/g}$
 $\cong 788.7 \text{g/人・日}$ となります。

外部の専門機関による平成 32 年度の現状推移予測における、ごみ総排出量に占める焼却ごみの割合は約 83% (埋立ごみ：1%、資源ごみ：16%) であることから、1 人 1 日あたり焼却ごみ排出量をその割合で除して、1 人 1 日あたりごみ排出量を試算すると $\Rightarrow 788.7 \text{g/人・日} \div 83\% \cong \mathbf{950 \text{g/人・日}}$ となります。

目標を達成するためには、1 人 1 日あたり 1 割以上のごみ排出量削減に努める必要がありますが、達成すると、環境省が毎年実施する一般廃棄物処理実態調査結果 (H25 実績) の中核市平均 998g/人・日及び全国平均 958g/人・日を上回る結果となります。

目標達成に向け、発生・排出抑制、分別の徹底に係る施策を展開しながら、現在焼却処理している木くずや生ごみ等の資源化に向けて調査・検討を行います。

【指標No.4】埋立処分量

原子力災害により埋め立てることのできない飛灰を含めると、平成 26 年度実績では平成 27 年度目標値を達成していませんが、飛灰の放射能濃度が低減してきたことから、平成 26 年度から飛灰のリサイクルを再開し、平成 27 年度においては、7 月末現在で平成 26 年度実績（約 198 トン）の約 2 倍（約 365 トン）をリサイクルしていることなどから、一次仮置きする飛灰を含めて、平成 32 年度目標値（**5,000 トン/年**）を継続して目指すこととします。

目標達成に向けては、埋立処分量の約 7 割を占めている飛灰・主灰のリサイクル拡大を図りながら、その他の埋立ごみの資源化についても検討します。

【指標No.5】リサイクル率

平成 26 年度実績（18.7%）では、平成 27 年度目標値（24.0%）を 5.3 ポイント下回っており、平成 27 年度において目標を達成することは困難な状況ですが、焼却灰のリサイクル拡大を図りながら、現在焼却処理・埋立処分しているごみのリサイクルについて検討をし、現行計画に掲げる平成 32 年度目標値（**24%以上**）の達成を目指します。

2 主要な施策における各プロジェクトの見直し

現行計画における各プロジェクトを、東日本大震災後の環境変化や5つの指標の目標値見直しに沿って、次のとおり見直します。

(1) 発生・排出抑制を主眼とした家庭系ごみ減量施策（収集ごみ対策）

① 生ごみ発生・排出の抑制【重点プロジェクト】

本市の家庭系ごみの多くを生ごみが占めており、家庭系ごみの減量を進める上で、生ごみ対策が極めて重要で~~す。~~あり、これまでも、水きり徹底の働きかけや、家庭用生ごみ処理機の普及を進めてきました。~~が、生ごみを自家処理できること自体を知らない、生ごみ処理機の使用方法がわからない、使用したがうまく処理できなかったなどの声が寄せられており、生ごみ処理に関する認知度不足が課題となっています。~~

~~このため、生ごみ減量の必要性、減量化の方法など、認知度向上に向けた啓発事業を新たに展開するとともに、地域や市民の多様な実践事例を調査し、パッケージとして情報発信するなど、生ごみの発生・排出の抑制と再資源化を進めます。~~

~~生ごみの排出は、集積所の清潔保持の観点からも課題があることから、できるだけ集積所の前段階での発生・排出抑制に努めることとします。~~

平成26年度に実施した市民アンケートでは、約8割の方が水きりなどにより減量してから排出していると回答しております。

家庭用生ごみ処理機については、必要性は感じているが、機器の価格や処理後の堆肥の活用方法などが課題となり、普及が進まない状況にあります。

水きりや食品ロスをなくすことで、生ごみの発生・排出抑制を図るよう啓発事業を展開しながら、生ごみ処理機購入費補助制度の再構築や、堆肥の有効活用に係る調査・検討を進めます。

② 新たな市民協働の仕組みづくり【重点プロジェクト】

「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」は、美化活動に関する協働の取り組みとして長年の実績がありますが、参加者の高齢化や減少などが課題となっています。

また、美化だけで活動を完結することなく、ごみ減量リサイクルや地球温暖化対策など、環境問題全般に関する市民協働の仕組みづくりも求められており、これらの課題をトータルとして解決するため、さらには地域コミュニティの課題解決に向け、新たな仕組みづくりや支援策の構築を進めます。

③ 分別の徹底による減量化の推進

循環型社会の形成に向けては、ごみの発生・排出抑制が最優先ですが、排出されたごみについては、可能な限り再資源化する必要があります。

このため、再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう、分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールのわかりやすい周知に努め~~ます~~、**新たな周知方法について検討します。**

また、「製品プラスチック」や「その他の紙」など、新設や変更した分別区分については、重点的に定着を図ることとします。

④ 発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案

循環型社会の形成に向けては、市民1人ひとりが大量消費・大量廃棄のライフスタイルを改め、環境への負荷が少ないライフスタイルへ見直すことが必要です。

このため、マイバックの使用拡大や再生品の利用、さらには食育の推進など、環境にやさしい、ものを大切にするライフスタイルの普及促進に取り組みます。

⑤ 環境意識の高揚

子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、イベント、施設見学会の実施や、各種啓発冊子の作成など、あらゆる機会を捉えて、地域や学校と連携した継続的な環境学習を推進し、環境意識の高揚を図ります。

特に、次代を担う子どもたちが、環境に配慮した生活習慣を身に付け、循環型社会の構築に向けた活動を行うことは重要であり、大人のごみ問題に対する意識高揚への発展も期待できることから、小中学校等の環境学習の充実を図ります。

また、リサイクルプラザ「クリンピーの家」において、体験的な環境学習の拡充や交流機能の強化を図り、ごみ減量リサイクルの情報発信を進めます。

(2) 発生・排出抑制を主眼とした事業系ごみ減量施策（搬入ごみ対策）

① 適正排出の徹底による減量化の推進【重点プロジェクト】

事業者が排出する廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類され、処理の方法や手続きが異なります。

そのうち市が処理するのは事業系一般廃棄物であることから、排出者責任の徹底を図るため、まず、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正分別について事業者働きかけ、そのうえで、事業系一般廃棄物については、家庭系ごみの分別区分に即した分別徹底を求めることにより、一層のごみ減量リサイクルの推進に取り組みます。

また、産業廃棄物と一般廃棄物の区分に関する運用についても、ごみ減量リサイクルを推進する観点から、他自治体の状況等も踏まえ見直しを検討します。

② 多量排出事業者に対する指導等の充実

事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物の所有者や管理者に対して、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を通し、ごみ減量化への計画的な取り組みを促進します。

また、事業所への立入調査による指導を強化するとともに、先進的な取り組みの情報収集とその普及に取り組み~~ます~~、**指導対象事業者の拡大を検討します。**

③ 業種・業態に応じた 3R 推進への支援

各種事業者からの相談内容の充実を図るなど、業種・業態に応じた 3R の推進を支援します。特に、食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対しては、事業系生ごみ対策として、同法における責務を周知するとともに、民間資源化業者を案内するなど、再生利用等実施率の向上を働きかけます。

また、店頭回収など、事業者による自主的なリユース・リサイクルの取り組みを支援します。

④ 発生・排出抑制につながるビジネススタイルの提案

ごみの発生を抑制するためには、生産・流通・販売の各段階で、ごみになるものをつくらない、売らないようにする必要があります。また、ごみになるものは、できる限り製造者や販売者の責任として回収・再資源化されることが重要です。

このため、事業者に社会的責任を意識したビジネススタイルのあり方を働きかけ、拡大生産者責任の考え方の浸透に努めるとともに、国の制度改変に向けた動きに対しても積極的に市の考え方を発信していくこととします。

また、事業者にとって、ごみの発生は光熱水費等と同様、コスト要因であることから、経営の観点からもごみの発生・排出抑制を訴えていきます。

⑤ 率先した市の取り組み

市民や事業者に働きかけを行ううえで、排出事業者として市自らが模範となるよう、「市環境基本計画（第二次）」に位置づけた「市の率先した環境配慮」などを踏まえながら、ごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、再資源化などへの取り組みを推進します。

また、ごみ処理事業に関する窓口対応など、市民サービスの向上にも努めます。

(3) 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進

① 飛灰等のリサイクル継続

飛灰やびん選別残渣については、全量リサイクルを継続するとともに、3R の優先順位に従ってごみの減量を推進することにより、処理施設におけるこれらリサイクル対象物の発生量抑制にも取り組みます。

② 主灰のリサイクル拡大【重点プロジェクト】

現在、埋立処分量の約2/3を清掃センターから発生する主灰が占めていることから、最終処分場のさらなる延命化に向け、焼却ごみの減量等による主灰の発生抑制と、発生した主灰のリサイクル拡大に取り組みます。

③ その他**残渣等**のリサイクル検討

主灰以外にも、「燃やさないごみ」や「処理施設で生じる不燃残渣」を埋立処分しており、引き続き、発生・排出抑制を図るとともに、「**燃やすごみ**」として**焼却処理している一般廃棄物と併せて**、再資源化に向けた調査・検討を進めます。

(4) ごみゼロいわきの具現化に向けたその他の施策

① 再利用可能物の清掃センター搬入規制

民間処理業者において、再資源化可能なごみについては、清掃センターなど市処理施設への搬入を規制することにより、リサイクルの促進を図ります。

現在、規制対象としている事業系・家庭系古紙類や事業者搬入の木くず類などに引き続き、民間処理業者との連携を図り、品目の追加を検討していきます。

② 環境産業との協働

本市は、環境産業に関する事業者や技術が集積するなど、他の地域にない様々な優位性を有しています。「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、これらの事業者との協働によるごみ減量リサイクルを積極的に進めます。

また、地域循環圏の考え方にに基づき、多種多様な技術を有する市外の環境産業事業者とも積極的に連携を図るとともに、他自治体と市内の環境産業による取り組みについても循環型社会形成に向けた観点から対応します。

さらに、環境保全と経済発展の両立を図るため、国が進める様々な規制・制度改革の動きに迅速に対応するとともに、環境産業に取り組もうとする事業者や市民団体等を積極的に支援します。**特に、現在焼却処理している「木質系ごみ」及び「生ごみ」などについて、3Rに取り組む事業者や市民団体等との協働を積極的に進め、焼却ごみの減量を図ります。**

③ ごみ処理手数料のあり方検討

ごみ処理コストに見合った手数料をいただくことも、ごみ減量を進める方策のひとつとして考えられます。ごみの減量化と費用負担の適正化を両立させるため、減量施策の成果も見極めながら、手数料に関する検討を視野に入れます。

ア 収集手数料

家庭系ごみは大型ごみを除き無料で収集しており、ごみを多く出す人とそうでない人の経済的負担が変わらないため、減量インセンティブ（動機付け）が働きにくいといった課題があります。

いわゆる「収集家庭ごみの有料化」については、その導入によりごみの減量が進

むことも考えられますが、市民・事業者・行政の協働による減量努力を最優先とし、現行制度を維持するとともに、市民とは異なり、自らによる処理責任を有する事業者への適正負担が実現した後に、これらの効果を見極めた上での検討課題とします。

イ 搬入手数料

施設搬入時には、焼却処理と埋立処理について手数料をいただいています。

平成 23 年 10 月には、一時的多量ごみの排出に対する市民負担の公平性・公正性の担保や、市一般廃棄物適正処理の徹底に資するため、市民搬入ごみの 100kg 以下無料化を廃止しました。

搬入手数料については、処理原価との差という課題があることから、**事業排出者**自らによる減量努力の成果を見極めながら、見直しを検討していきます。

~~なお、施設搬入時には、焼却処理と埋立処理について手数料をいただいています~~
~~が、本来事業者区分により搬入すべき者が、市民区分について設けた 100kg まで無料制度を悪用していると思われる実態があります。~~

~~この制度は、平成 15 年度の手数料改定時に経過措置的に設けられたものであり、改定前は市民・事業者とも同一手数料であったことも踏まえ、一時的多量ごみの排出に対する市民負担の公平性・公正性の担保や、市一般廃棄物適正処理の徹底に資するため、早急に見直しを図ります。~~

(5) 時代に対応可能な仕組みの構築

① 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストの削減を図る」取り組みを下支えしていくためには、ごみ処理事業においても、経営管理の仕組みを整備していく必要があります。

経営管理の基本となるのは、コストの可視化と分析であることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するハード・ソフト両面について踏み込んだコスト分析を継続します。

② 長寿命化計画の策定・運用

~~各焼却施設~~の長寿命化計画については、東日本大震災の影響により、2 場体制を維持することとしたため、「南部清掃センター長寿命化計画」~~に引き続き~~の見直しに着手し、新たに「北部清掃センター長寿命化計画」策定に着手しました。

選別施設であるリサイクルプラザ「クリンピーの家」や最終処分場「クリンピーの森（水処理施設部分）」について順次策定し、その的確な運用を図ることにより、各施設の性能水準の維持と、延命化を図っていきます。

③ 経営マネジメント手法の導入に向けた調査・研究

限られた資源を最大限活用しコストパフォーマンスの向上を実現するために、経営マネジメント手法の導入に向けた調査・研究を進めます。

具体的には、一般廃棄物会計基準によるコストの可視化・分析と、施設長寿命化計画の運用による資産管理（ライフサイクルコストの平準化）を基盤としながら、市が直接執行すべき業務（中核的業務）の整理等を進めます。

また、これらコスト分析等の結果に基づいて、ヒト・モノ・カネといった経営資源の最適配分を行う仕組みの構築、さらには今後行うべき施策、適切な施設規模、組織体制、人員配置、広報戦略のあり方など、ごみ処理行政のあるべき姿を着実に実現するための仕組みの構築に向けて、調査・研究を進めていきます。

平成 27 年 4 月には、東日本大震災に伴い、本市の廃棄物処理行政を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、本市の将来の廃棄物処理に係る計画等の企画・立案機能を強化するとともに、各清掃・衛生施設の管理運営業務を一元化し、効率的・効果的な業務執行を図るため、組織を改編しました。